

# 火災に遭ったときは



宇都宮市

## 1. これからの手続のために

罹災証明の交付申請	問合せ先 自宅所在地を管轄する消防署	□チェック・メモ
罹災証明は、各種手続や火災保険を受ける際に必要となります。 世帯主または配偶者の方が申請してください。 至急に証明が必要なときは、事前に管轄消防署に連絡したうえで消防署へ行き、証明の交付を受けてください。 ・中央消防署 625-3452 ・東消防署 663-0119 ・西消防署 647-0119 ・南消防署 653-0119		

消防署へのお礼
一切必要ありません。消防署でも固辞するように指導しています。

## 2. 火災後に必要な手続（証書類が消失してしまったとき）

国民健康保険証の再交付	問合せ先 宇都宮市保険年金課 (632-2320)	□チェック・メモ
身分証明書（自動車免許証、学生証等）の提示により、国民健康保険証を再交付します。身分証明証がない場合は、罹災証明を確認し再交付します。再交付の料金は無料です。		

国民年金手帳の再交付	問合せ先 宇都宮市保険年金課 (632-2327)	□チェック・メモ
身分証明書（自動車免許証、学生証、保険証等）の提示により、国民年金手帳を再交付します。再交付の料金は無料です。		

印鑑の登録	問合せ先 宇都宮市市民課 (632-2271)	□チェック・メモ
印鑑登録証、実印のいずれか一方でも消失してしまった場合は、窓口でそれまでの印鑑登録の「廃止届」を提出し、あらためて印鑑を登録をすることになります。登録料は300円です。		

通帳の改印の手続	問合せ先 ご利用の金融機関	□チェック・メモ
印鑑が消失してしまった場合は、改印の手続が必要です。免許証・印鑑証明等が必要です。身分証明書が無い場合は、金融機関所定の身分照会状などを提出します。詳細は金融機関にご確認ください。		

通帳、証書、キャッシュカード等の再発行	問合せ先 ご利用の金融機関	□チェック・メモ
お使いの通帳やカードなどが焼失した場合、再発行が必要です。消防署が発行する罹災証明や、火災の新聞記事などがあれば手数料が無料になる場合があります。手続の際は、運転免許証などの身分証明書および新しい印鑑が必要です。詳細は、金融機関にご確認ください。		

運転免許証の再発行	問合せ先 運転免許センター 住所地为管轄する警察署	□チェック・メモ
保険証、住民票など身分を証明するもの、印鑑、縦 3 cm×横 2.4cm の 6 ヶ月以内に撮影した写真が必要です。手数料は 3,650 円です。詳しいことは免許センターか警察署にお問合せください。 ・中央警察署 623-0110 ・東警察署 662-0110 ・南警察署 653-0110 ・運転免許センター 0289-76-1551		

### 3. 火災後に受けられるサービス

罹災ごみ処理手数料の減免申請	問合せ先 宇都宮市廃棄物施設課 (632-2666)	□チェック・メモ
火災により発生したごみを清掃工場に搬入する際、処理手数料の減免措置があります。廃棄物施設課に減免申請をし、減免が決定してから廃棄物施設課の指示に従って清掃工場に搬入してください。(ご自身でごみの搬入ができないときは、民間運搬業者等に依頼してください。〔自費〕) なお、事業系罹災ごみ(店舗・事業所等の火災により発生したゴミ)は減免されませんのでご注意ください。 ※焼残物の片付けは、まず保険会社へ連絡し承認を得てから行ってください。承認を得ずに片づけをしてしまった場合、保険金の支払に影響が出る場合があります。		

所得税の確定申告	問合せ先 宇都宮市市民税課 (632-2214) または税務署 (621-2151)	□チェック・メモ
災害や盗難による損失が生じたとき、損失した金額と保険金によって補てんされた金額の間に差が生じた場合、所得税の雑損控除として確定申告すると税金が戻る場合があります。罹災証明書、損失額を証明する資料、源泉徴収表、火災保険の補てん金を証明する支払証明書を用意し、確定申告してください。		

固定資産税の減免	問合せ先 宇都宮市資産税課 (632-2253)	□チェック・メモ
火災により罹災した家屋の固定資産税が減免されることがあります。罹災証明書を添付して、減免申請書を提出してください。ただし、納付期限を過ぎてしまった分および前納したものは減免の対象にはなりません。		

市営住宅の一時入居	問合せ先 宇都宮市住宅課 (632-2553)	□チェック・メモ
一時避難先として宝木市営住宅を利用できる場合がありますので住宅課にご相談ください。利用した場合6ヶ月間無料ですが、その間に新たな居住先が見つからないときは、有料でさらに6ヶ月間、入居期間を延長できます。		

ホテル・旅館への一時宿泊	問合せ先 自宅所在地を管轄する消防署 (火災現場でご確認ください)	□チェック・メモ
火災直後、市営住宅等への入居までの間、ご近所・親戚宅等の緊急宿泊先がない場合は、ホテル・旅館への一時宿泊ができます(有料)。宿泊期間は最大7日です(ホテル・旅館によって異なります)。詳細は現場で消防署員にお聞きください。		

電話回線の取り扱い	問合せ先 NTTの窓口 (116)	□チェック・メモ
罹災証明と印鑑を持って、NTTの窓口へ届け出ると、回線を止めたり、「現在使われておりません」などの応答による対応をしてくれます。詳しくは窓口でご確認ください。		

不幸にも火災に遭われてしまいましたこと、心よりお見舞い申し上げます。火災により、家屋や家財が焼失してしまいますと、さまざまな手続が必要になる一方で、被災された方に対しての支援策等も用意されております。

このパンフレットは、そうした手続や支援策等をまとめたものです。ご利用ください。

宇都宮市市民生活部生活安心課